

令和7年第5回平川市教育委員会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和7年5月27日（火）午後2時
- 2 閉会日時 令和7年5月27日（火）午後2時55分
- 3 場 所 平川市役所本庁舎 委員会室3
- 4 出席者 （教 育 長）須々田孝聖
（1 番委員）丹代真由美 （2 番委員）清藤文仁
（3 番委員）工藤泰子 （4 番委員）加藤恒有
- 5 欠 席 者 （5 番委員）葛西万博
- 6 署 名 者 （1 番委員）丹代真由美、（4 番委員）加藤恒有
- 7 説 明 者 工藤事務局長
高阪学校教育課長兼学校給食センター所長
藤田指導課長
後藤生涯学習課長
櫻田図書交流・協働マネジメント室長
古川スポーツ課長兼国民スポーツ大会準備室長
- 8 会議録作成者 大川学校教育課長補佐、仙台学校教育課主事
- 9 議事
（1）議案
報告第 5 号 社会教育委員の委嘱について
議案第 16 号 平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
議案第 17 号 平川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 10 各課からの報告
（1）日程等
（2）平川市小中学校照明設備 LED 化業務事業者選定委員会設置要綱の制定について

- (3) 平川市学校給食費等助成金交付要綱の一部改正について
- (4) 平川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
- (5) その他

1 1 会議の概要

午後 2 時に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 6 のとおり指名する。臨時代理の報告 1 件、議案 2 件を審議した。

1 2 会議の状況

教育長	これより令和 7 年第 5 回平川市教育委員会を開会します。 案件の説明者は教育委員会事務局長、及び各課長にお願いします。会議録記録者には学校教育課の大川補佐、仙台主事にお願いします。委員及び説明者は、発言する際には挙手の上、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。 日程第 2、会議録署名委員の決定について議題とします。会議規則第 2 3 条に基づき、本委員会の会議録署名者は、1 番丹代委員、4 番加藤委員を指名します。 日程第 3、会期の決定について議題とします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日 1 日と決しました。日程第 4、教育長報告に入ります。 (教育長報告の要旨を説明) 教育長報告について、何か質問ありませんか。(一同なし) それでは日程第 5、議事に入ります。今回は、臨時代理の報告が 1 件、議案が 2 件となっております。はじめに、報告第 5 号「社会教育委員の委嘱について」を議題とします。生涯学習課長に案件の説明を求めます。
生涯学習課長	平川市連合 PTA の役職員の異動に伴い、団体より推薦があったため委嘱させていただいたものです。氏名小田桐拓朗氏、金田小学校の PTA 会長で市連合 PTA の会長となります。任期は令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日までです。
教育長	ただいまの説明に対し、ご質問等ございましたらお願いします。(質問等なし) それでは報告第 5 号は承認することと決します。

	次に、議案第 16 号「平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局長に提案理由と案件の説明を求めます。
教育委員会事務局長	(議案第 16 号 平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について説明。) 詳細につきましては、スポーツ課長より説明させます。
スポーツ課長	今回の委嘱は二人となります。一人目は平川市連合 PTA で、前任者の退任により、小笠原芳征氏を新たに委嘱するものです。二人目は、平川市社会福祉協議会で、前任者の退職に伴い、工藤清満氏を新たに委嘱するものです。両名とも任期は、前任者の残期間となる令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとなります。変更後の委員名簿は資料に掲載しておりますので、後ほどご確認ください。
教育長	ただいまの説明に対し、ご質問等ございましたらお願いします。(質問等なし) それでは議案第 16 号は原案のとおりと決めます。 次に、議案第 17 号「平川市学校給食センター運営委員会委員について」を議題とします。事務局長に提案理由と案件の説明を求めます。
教育委員会事務局長	(議案第 17 号 平川市学校給食センター運営委員会委員について説明。) 詳細につきましては、学校給食センター所長より説明させます。
学校給食センター所長	運営委員会は学校給食センター設置条例に基づき設置され、その構成については、同条例施行規則で規定されているところです。 規則第 6 条 1 号の校長会では、学校長の代表者として小和森小学校及び尾上中学校の校長、第 2 号の市連合 PTA 副会長では、PTA 会長の代表者として福士氏、第 3 号は平川市の総務部長、第 4 号では医療機関関係者ということで平川診療所事務長と学校薬剤師の松井氏にお願いしております。また、第 5 号の知識経験を有する者につきましては、平川市食生活改善推進員会から推薦いただいた方々としております。任期は、明日

教育長	令和7年5月28日から令和8年3月31日までとなります。 ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等ございましたらお願いします。（質問等なし） それでは議案第17号は原案のとおりと決します。 日程第6、各課からの報告に入ります。（以下、各課より日程報告） 学校教育課長 日程報告（質問等なし） 指導課長 日程報告（以下、質疑応答）
清藤委員	こつこつ教室の参加実績についてですが、全く参加していない学校がありますが、何か理由があるのでしょうか。
指導課長	全ての学校に案内をしてはいるものの、申し込みが無かったということになります。毎月、同じ児童が参加する傾向があり、令和6年度実績としてはこのような状況となったところです。
清藤委員	特段の事情は無いということで理解しました。 生涯学習課長 日程報告（質問等なし） 図書交流・協働マネジメント室長 日程報告（質問等なし） スポーツ課長 日程報告（質問等なし） 学校給食センター所長 日程報告（質問等なし）
教育長	続いて、（2）平川市小中学校照明設備 LED 化業務事業者選定委員会設置要綱の制定について、報告資料が17ページから18ページに掲載しておりますが、学校教育課からの報告をお願いします。
学校教育課長	平川市小中学校照明設備 LED 化業務事業者選定委員会設置要綱（P17-18）について説明（質問等なし）
教育長	次に、（3）平川市学校給食費等助成金交付要綱の一部改正について、報告資料が19ページから26ページに記載しておりますが、学校教育課からの報告をお願いします。

学校教育課長	平川市学校給食費等助成金交付要綱の一部改正（P19-26）について説明（質問等なし）
教育長	最後に、（４）平川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、報告資料が２７ページから３２ページに掲載しておりますが、学校教育課からの報告をお願いします。
学校教育課長	平川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正（P27-32）について説明（質問等なし）
教育長	（５）その他 ということで、委員の皆様をはじめ何かございませんか。
指導課長	指導課の資料５ページをご覧ください。いじめ防止基本方針といじめ対応マニュアルの一部改訂について説明します。 文科省のガイドラインの中でいじめの重大事態のところの一部改訂があり、平成２９年３月版から７年以上経過し、調査の実施に係る課題も明らかになってきたことから、令和６年８月に学校や関係者の対応をより明確化する形で改定されたところです。それに倣い、当市においてもガイドラインを一部改訂し、平成２９年３月文部科学省の表記を令和６年８月文部科学省に変えております。また、マニュアルについても同様に変えました。併せて標記方法において、資料にある理由により、漢字の「子供」を平仮名の「こども」に変えました。以上の変更点を皆様にお知らせします。 なお、県の基本方針が改定された場合は、当市も県の方針を受けて、さらに改定されるかもしれないことを予めお知らせいたします。 （質問等なし）
教育長	他に何かありませんか。（一同なし） ６月の定例委員会ではありますが、６月２４日（火）午後２時から、本庁舎４階の委員会室３で開催したいと思います。委員の皆様はよろしいでしょうか。（一同異議なし）それでは、そのように決定します。以上で、本日の案件は終了しました。これをもちまして本日は終了します。お疲れさまでした。